

令和5年10月から消費税インボイス制度が始まります

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには令和3年10月1日に開始された税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となるといった現行制度からの変更点があります。

また、新たな制度への円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、制度導入後の3年間は仕入税額の80%、その後の3年間は仕入税額の50%を控除できる経過措置が設けられています。

適格請求書（インボイス）とは、

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

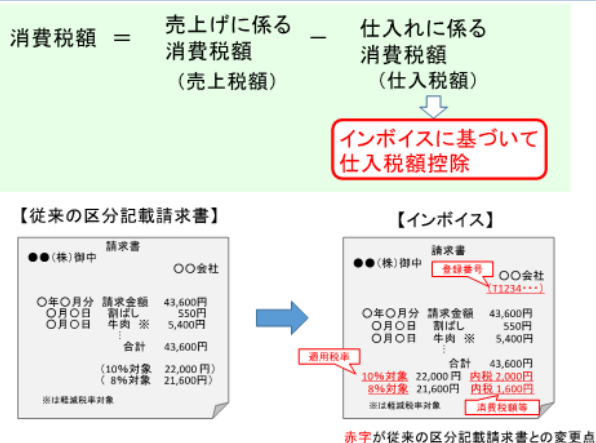
インボイス制度とは、

＜売手側＞ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

＜買手側＞ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

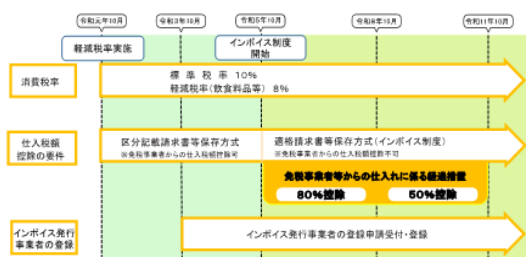
（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

インボイス制度のポイント



スケジュール

- インボイス発行事業者となるための登録申請は、令和3年10月から始まっています。
- インボイス制度の開始後6年間（令和11年9月まで）は、免税事業者等が発行する従来の区分記載請求書等に基づき、一定の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています。



お問合せ先【受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）】軽減・インボイスコールセンター 0120-205-553（無料）

国税庁特設サイト <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

彩の国 農業人

～ 小さい頃に親しんだ祖父の家、農地を
守るため深谷市に移住し就農 ～
深谷市 篠崎 祭 さん

東京で育ち埼玉県内でのクリスタルガラス職人を経て深谷市に移住し新規就農。米、ブロッコリー、スイートコーンを栽培する傍ら、農業女子プロジェクトのメンバーとしても活動している篠崎祭さんをご紹介します。

埼玉県深谷市の篠崎さんは、約 30 年間空き家になっていた父の実家と畑をどうにかしたいと思い、県に就農を相談。埼玉県農業大学校で栽培技術を 1 年間学んで深谷市に移住し、平成 18 年に就農しました。現在の経営は、田 69a、畑 188a で、米(69a)、ブロッコリー(秋冬作 188a、春夏作 60a)、スイートコーン(120a)を栽培しています。

労働力は基本的に本人 1 人で、収穫などの作業が集中してどうしても人手が必要な時はハローワークや人材派遣会社を通してアルバイトを雇用しています。また、農業系大学の学生の夏休みを利用した宿泊研修を受け入れるなど、農業人材の育成や農業の PR にも取り組んでいます。

販売先は、米は焼き肉店との契約販売、ブロッコリー及びスイートコーンは主に農協へ出荷しています。また、スイートコーンはマルシェでの PR やロコミによる注文販売も行っており、注文を受けた商品の発送なども自身で行っています。



新たに導入した 57 馬力のトラクター

さらに、スイートコーンは鮮度が重要で、少しでも鮮度が落ちると出荷できないため、最後は廃棄へつながり多くのロスが発生することから、こうしたスイートコーンを活用できないかとグラノーラの商品開発にも取り組んでおり、廃棄削減に向けてチャレンジしています。

篠崎さんは、「1 年目は、ブロッコリーの収穫期が集中し忙しくて寝る暇もないという体験もした。また、畑でどこちなく作業をしていると、近くで農作業をしている人が見かねて作業の仕方を教えてくれた。農業は大変なところもあるが面白い。自分で考えたことができるし、計画を立てれば休みも取



定植されたスイートコーン

れるので、近いうちに 1 週間の沖縄旅行をする。今後は、収益の向上と通年の安定雇用ができるよう施設園芸にも取り組み、農業経営の幅を広げたい。」と力強く話してくれました。

編集：関東農政局 埼玉県拠点

〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

TEL 048-740-5835 FAX 048-601-0510

< 関東農政局 HP > <http://www.maff.go.jp/kanto/>